○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

環境大臣　原田　義昭

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
1・2　（略）	1・2　（略）
（この省令の失効）	（この省令の失効）
3　この省令は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。	3　この省令は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十八条第三項の規定に基づき、環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

環境大臣　原田　義昭

環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令

環境調査研修所組織規則（平成十五年環境省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（国立水俣病総合研究センター所長及び次長）	（国立水俣病総合研究センター所長）
第九条　国立水俣病総合研究センターに、国立水俣病総合研究センター所長及び次長一人を置く。	**第九条**　国立水俣病総合研究センターに、国立水俣病総合研究センター所長を置く。
2　（略）	2　（略）
3　次長は、国立水俣病総合研究センター所長を助け、国立水俣病総合研究センターの事務を整理する。	（新規）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。